

用語の解説

	ページ
<自然環境－1～7表>	168～169
<人口・世帯－8～17表>	169～170
<経済基盤－18～29表>	170～172
<財政－30～34表>	172～173
<学校教育－35～41表>	173
<社会教育・文化・スポーツ－42～49表>	173～174
<労働－50～58表>	174～175
<家計－59～65表>	175
<居住環境－66～80表>	175～178
<社会保障－81～85表>	178～179
<健康・医療－86～94表>	179～180
<安全－95～100表>	180～181

用語の解説

< 自然環境 - 1~7表 >

● 総面積

市区町村の面積は、国土地理院発行「2万5千分1地形図」に表示されている海岸線と行政界で囲まれた地域を対象に計測したもの。

なお、海岸線は満潮時の水涯線を表し、河川及び湖沼は陸域に含めている。海岸線と行政界が接合しない河口周辺は、海岸線の自然な形状に従って河口両岸の先端を直線で結んで陸海の境としている。

ただし、一部境界未定となっている地域については国土地理院の参考値を使用。

● 評価総地積(課税対象土地)

地方税法第342条に基づき、固定資産税の課税客体とされた土地の面積の合計。田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野等がある。

なお、同法第348条の規定によって非課税とされている土地(国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地等)の面積は含まれない。

● 林野面積

「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積。「現況森林面積」とは、調査期日現在の森林面積をいい、「森林以外の草生地」とは、森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。

なお、河川敷、けい畔、堤塘(ていとう)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

● 人工林

植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林。

● 保安林

森林の公益的機能の発揮を目的として、国又は都道府県によって指定された森林。

● 森林蓄積

森林における立木の材積量。

● 可住地面積

北方地域及び竹島を除いた総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたもの。

● 工業事業所敷地面積

事業所が使用(賃貸を含む)している敷地の全面積。

ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方

法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

● 自然公園

自然公園法の規定により、優れた自然の風景地を保護しその利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として指定された区域。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

● 国立公園

わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地で、環境大臣の指定を受けているもの。

● 国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、環境大臣の指定を受けているもの。

● 都道府県立自然公園

国立公園及び国定公園以外の優れた自然の風景地で、各都道府県の指定を受けているもの。

● 自然環境保全地域

自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域の計。

● 平均気温

気温は℃単位で小数点第1位まで採り、1日24回の観測値から日平均気温を求め、それから年平均気温を算出している。

● 平均相対湿度

相対湿度とは、蒸気圧と飽和蒸気圧との比を百分率(%)で表したものの。1日24回の観測値から日平均相対湿度を求め、これから年平均相対湿度を算出している。

● 最高(最低)気温

1日の最高(最低)気温から各月平均の日最高(日最低)気温を求め、それらの月平均気温のうち年間を通じて最高(最低)となった月の気温。

● 日照時間

回転式日照計による値で、直射日光が地表を照射した時間の年間の合計。

● 日照率

日照時間を可照時間(夜間等を除いた時間)で割ったものの。

● 不照日数

1日当たり太陽が地上を照らしていた時間が0.1時間未満の日を不照日といい、その年間の日数。

● 平均風速

風速はm単位で小数点第1位まで採り、10分間平均風速を1日144回観測し日平均風速を求め、それから年平均風速を算出している。

● 降水量

転倒ます型雨量計による観測値で年間の総雨量をmm単位で示したもの。

● 日最大降水量

一定期間(年、月)において、1日(0時～24時)の降水量が最も多かった日の降水量。

● 降水日数

日降水量が1mm以上であった日の年間の日数。

● 雪日数(寒候年)

量にかかわらず雪、しゅう雪、ふぶき、みぞれ、霧雪及び細氷のうち一つ以上の現象が観測された日の年間の日数。雪あられ、氷あられ、凍雨、ひょうは含まれていない。

寒候年とは、前年の8月1日から当年の7月31日までの期間のこと。例：令和5年の寒候年は、令和4年8月1日から令和5年7月31日の期間を示す。

● 最深積雪(寒候年)

観測地点において雪が、最も降り積もった量。

<人口・世帯 - 8～17表>

● 人口総数

国勢調査でいう人口総数は、本邦(総理府令で定める歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び根室隠岐郡五箇村にある竹島を除く)内に住居を有するすべての者としている。ただし、次に掲げる者は除かれる。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む)及びその家族。
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族。

なお、国勢調査実施年以外の年については、国勢調査による人口を基礎とし、その後の出生児・死亡者数、入・出国者数などを加減し、毎年10月1日現在で公表される推計人口(単位：千人)を使用している。

県内市町村については、国勢調査が実施される年は国勢調査のデータを用いているが、国勢調査実施年以外の年については、国勢調査による人口を基礎とし、その後の出生児・死亡者数、転入・転出者数などを加減し、毎年10月1日現在で公表される鳥取県の推計人口(年報)(単位：人)を使用している。

● 人口集中地区

次の基準に該当する地域をいう。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上)が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

なお、人口集中地区の中には、人口密度が1km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会福祉施設などがある地域を含めているためである。

● 可住地面積

<自然環境>参照。

● 年少人口

0歳から14歳までの人口。

● 生産年齢人口

15歳から64歳までの人口。

● 老年人口

65歳以上の人口。

● 従属人口

年少人口と老年人口の和。

● 出生(死亡)数

1月から12月までの一年間に届け出のあった出生(死亡)数。

● 出生(死亡)率

人口千人当たりの出生(死亡)数。

● 自然増加率

自然増加数(出生児数－死亡者数)を人口総数で割ったものの。

● 合計特殊出生率

その年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に平均して何人の子供を産むかを示す目安となる仮定値。

● 社会増加率

社会増加数(転入者数－転出者数)を人口総数で割ったものの。

● 移動率(転入・転出)

移動者数(転入者数)を人口総数で割ったものの。

(都道府県の移動率)

移動者数(転入者数)とは都道府県の境界を越えて住所を移した者の数をいい、同一都道府県内で住所の変更をした者は含まない。

なお、各月及び各年の移動者数は、住民基本台帳法の規定に基づいて、当該期間内に転入届のあった者及び職権記載がなされた者の数であって、必ずしもその期間に実際に移動した者の数ではない。また、同一人が当該期間内に2回以上住所を移した場合は、その都度、移動者数に計上される。

(市町村の移動率)

移動者数(転出入者数)とは市町村の境界を越えて住所を移した者の数をいい、同一市町村内で住所の変更をした者は含まないが、日本の国籍を有しない者は含む。

● 世帯総数

世帯とは住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者である。

なお、「住民基本台帳法に基づく人口、人口動態及び世帯数」では、平成24年7月9日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれることとなった。

● 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めている。
- (2) 間借り・下宿などの単身者。
- (3) 会社などの独身寮の単身者。

● 核家族世帯

一般世帯の親族世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯。

● 婚姻件数・離婚件数

各年1月1日から12月31日までの間に、市区町村長に届け出のあった婚姻または離婚した日本人についての件数。ただし、調停、審判、判決による離婚は、翌年1月14日までに届け出されたもののうち、調査該当年1月1日から12月31日までの間に成立または確定があったもの。

● 婚姻(離婚)率

年間の婚姻(離婚)件数を人口総数で割ったもの。

<経済基盤 - 18~29表>

● 県(国)民所得

県(国)内居住者の生産活動によって生み出された所得(要素費用表示の純生産)の総額。雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。

● 県(国)内総生産

県内の経済活動によって1年間に生み出された付加価

値。生産側と支出側の2系列で表章する。

● 名目

年々の時価を評価基準として表したもの。

● 実質

名目から物価変動の影響を除いた形で表したもの。一定の基準年次を評価基準とする固定基準年方式と、毎年の変化率を掛け合わせていく連鎖方式があるが、連鎖方式を使用。

● 農家

調査日現在で経営耕地面積が10a以上、又は10a未満でも過去1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。

● 主業経営体

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

● 副業的経営体

1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

● 個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

● 販売農家

経営耕地面積30a以上又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

● 農業産出額

年内に生産された品目別生産数量に、品目別農家庭先価格を乗じて算出。

● 生産農業所得

農業産出額から農業生産のために投入された肥料、農機具等の物的経費(減価償却費、間接税を含む)を控除し、経常補助金等を加算して求めた額。

● 耕地

農産物の栽培を目的とする土地。けい畔(耕地の一部であり、主として耕地の維持・管理に必要な土地)を含み、田と畑からなる。

● 林産物素材生産量

各需要部門別に木材加工段階に入荷した素材量から、外国産材を除いた量。

● 林業産出額

各林産物(木材、薪炭、栽培きのこ類、林野副産物)の生産量に単価を乗じて推計した額。

● 林家

調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯。

● 林業経営体

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業を行う者。

- (1) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施する者に限る。)
- (2) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

● 海面漁業

海面において、水産動植物を採捕する事業。

● 海面漁業経営体

調査期日前1年間に、海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所。

● 事業所

経済活動の場所的単位。原則として次の要件を備えているものをいう。ただし、農林漁業に属する個人経営の事業所(いわゆる農・林・漁家)は含まない。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に商店、工場、事業所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものをいう。

● 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

● 第1次産業

農業、林業及び漁業。

● 第2次産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業。

● 第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)。

● 製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計で、消費税等内国消費税額を含んだ額。

● 付加価値額

製造品出荷額等から内国消費税額、原材料使用額等及び減価償却額を引いた額。

● 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの。
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの。

次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。

- i. 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。
- ii. 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)。
- iii. ガソリンスタンド。
- iv. 官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

● 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
- (2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。
- (3) 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを販売するもの。
- (4) 製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として管理事務を行っている事業所を除く)。
- (5) 他の事業所のための商品売買の代理行為又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

● 年間商品販売額

1年間のその事業所における有体商品の販売額をいう。

● 食料自給率

都道府県別食料自給率は、次のようにして算出。

(1) 供給熱量ベース(カロリーベース)

$$\text{供給熱量ベースの食料自給率} = \frac{1人・1日当たりの産熱量}{1人・1日当たりの供給熱量}$$

- ① 分母となる1人・1日当たり供給熱量は、全国の1人・1日当たり供給熱量(令和4年度は2,252kcal)と同じとしている。
- ② 分子となる1人・1日当たりの各都道府県産熱量は、品目ごとに全国の国産供給熱量を当該県の生産量に応じて按分して、全品目を合計し、これを当該県の人口で割って算出。

(2) 生産額ベース

$$\text{生産額ベースの食料自給率} = \frac{\text{食料生産額}}{\text{食料消費仕向額}}$$

- ① 分母となる食料消費仕向額については、全国の食料消費仕向額(令和4年度は17.8兆円)を当該県の人口に応じて按分して算出。
- ② 分子となる各都道府県の食料生産額は、品目ごとに全国の国内生産額を当該県の産出額等に応じて按分し、これらを合計して算出。

＜財政 - 30～34表＞

● 人件費

報酬、給料、職員手当、共済費、恩給及び退職年金等、一定の勤務に対する対価、報酬として当該地方公共団体から支払われる一切の経費。

● 補助費等

決算統計上の蔵出の性質別分析項目の一つ。負担金・寄付金、補助交付金等からなる。

● 普通建設事業費

投資的経費のひとつで、補助事業費、単独事業費、国直轄事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業費からなる。

● 単独事業費

普通建設事業費のうち、国庫補助を受けないで地方公共団体が単独で行う事業の経費。

● 公債費

地方公共団体が地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額。地方債元利償還金、一時借入金利子からなる。

● 物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

賃金(ただし、人件費に計上されるものを除く)、旅費、交際費、需用費(ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く)、役務費、備品購入費、委託料等であり、消費的経費に属する。

● 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるが、数値が1.0に近いほど財政力が強いとされ、1.0を超える場合は普通交付税の不交付団体となる。

基準財政収入額(基準財政需要額をまかなうために自動的に徴収される標準的な収入)を、基準財政需要額(客観的にみて地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または、施設を維持するために必要な経費)で割ったものの3か年平均である。

● 自主財源

地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入など地方公共団体の意思で、ある程度収入額を増減できる自前の財源。しかし、自主財源といっても住民の負担が地方公共団体によって不均衡になることを避けるため、法令で税率や料額に最高限度を設けて一定の枠内での自律性しか認められていない。

したがって、地方公共団体が任意に収入を増減し得る余地は限られたものであることに注意を要する。

● 地方交付税

都道府県や市町村の基本となる収入は税収入であるが、地方公共団体によって税源が著しく偏在している。

この地方公共団体間の税源の偏在を是正し、地方公共団体の行う行政が一定水準を確保できるように設けられたのが「地方交付税制度」である。

地方交付税の総額は、国税のうちの所得税及び法人税の収入額のそれぞれ33.1%、酒税の収入額の50%、消費税の収入額の19.5%、地方法人税の全額である。国税五税の額は、当該年の国の予算額によって計算され、実際の決算額が予算額と違ってきた場合にはその差額は翌年度以降に精算されることになっている。このことから、地方交付税は、国庫支出金でなく、地方公共団体の共有財源であるといえる。

● 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定するため使われている指標。この比率が低いほど新たな財政需要に弾力的に対応できることになる。

● 義務的経費

歳出のうちその支出が義務づけられており、任意に削減ができない硬直性の極めて強い経費。人件費、扶助費、公債費の合計額。

● 地方税

当該地域に居住する住民が拠出する租税。地方公共団体の経費を分任させるという点で、また、歳入の中で大きな比重を占めていることとともに、その団体の意思で自由に使えるという点においても地方公共団体の歳入の主たる位置を占めている。

これは、課税主体からみて道府県税と市町村税とに、また、使途の別からみて普通税と目的税とに分けられる。

● 地方債

地方公共団体が、必要な財源を調達するために負う債務で、その履行が一会計年度をこえて行われるものであり、証書借入れ又は証券発行の形式をとるものをいう。

● 公債費負担比率

公債費と一般財源の関係を見るための指標であり、公債費に割り当てられた一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で表す。この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源額}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

● 行政投資額

原則として国民経済計算体系(SNA)における公的固定資本形成に係る事業主体が行った投資の総額。

● 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの建設に要する経費。性質別内訳は普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費からなる。

● 災害復旧事業費

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象によって生じた災害によって被害を受けた施設などを原形に復旧することを目的とした事業に使われる経費。

<学校教育 - 35~41表>

● 該当年齢人口

各年の10月1日現在の人口で、本書では次の区分のとおり使用。

- ・ 保 育 所 0~5歳人口
- ・ 幼 稚 園 3~5歳人口
- ・ 小 学 校 6~11歳人口

- ・ 中 学 校 12~14歳人口
- ・ 高等学校 15~17歳人口

● 大学等進学者

大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部、同別科、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部専攻科に進学した者。

● 専修学校等入・進学者

専修学校(専門課程)進学者、専修学校(一般課程)等入学者、各種学校入学者。

● 教育補助員(幼稚園)

幼稚園で、園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭以外で、教育活動の補助を行っている者。教員免許状の有無は問わない。

<社会教育・文化・スポーツ - 42~49表>

● 青少年教育施設

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体が設置した社会教育施設(少年自然の家、青年の家、児童文化センター等)のうち、条例で設置し、教育委員会が所管するもの及び独立行政法人が設置した施設。

● 公民館における諸集会の実施件数

当該年度間に公民館が主催及び共催として実施した諸集会の件数。

● 美術博物館

主として美術に関する資料を収集・保管・展示する博物館。

● 博物館学芸員

博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的な仕事をする者。

● 国宝

重要文化財のうち、その制作が極めて優れているものや、学術的価値が高いもので、歴史・文化史上特に意義が深く、貴重なもの。

● 重要文化財

絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古資料、歴史資料及び建造物等の有形文化財のうち、重要なものとして文部科学大臣の指定を受けたもの。

● 史跡

歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの。なお、貝塚、古墳、城跡等が該当。

● 名勝

すぐれた国土美として欠くことのできないものであって、自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術上価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

なお、溪流、砂丘、山岳、庭園等が該当。

● 天然記念物

動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重なもの。

● 埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物）。

● 海外渡航者

1年間の出国日本人の総数。

● 書籍・雑誌年間小売販売額

主として、書籍・雑誌を小売する事業所においての1年間の販売実績で消費税を含んだ額。

● スポーツ行動者

過去1年間に個人の自由時間の中でスポーツを行った人の数。学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものを除く。

＜労働 - 50～58表＞

● 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入(現物収入を含む)になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。

なお、休業者とは、勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでも賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

● 完全失業者

就業者(月末1週間に少しでも仕事をした者)と完全失業者(仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐに就ける者)からなる労働力人口に占める完全失業者の割合。

● 雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員ではない人。

なお、役員とは会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団(事業団)の総裁・理事・監事など。

● 第1次産業 <経済基盤>参照。

● 第2次産業 <経済基盤>参照。

● 第3次産業 <経済基盤>参照。

● 月間有効求人数

「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。

なお、「前月から繰越された有効求人数」とは、前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数で、「新規求人数」とは、期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人数)。

● 月間有効求職者数

「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数。

なお、「前月から繰越された有効求職者数」とは、前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者数で、「新規求職申込件数」とは、期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。

● 有効求人倍率

月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの。

● パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いもの。

● 充足数

自安定所の有効求人が、安定所(求人連絡先の安定所を含む)の紹介により求職者と結合した件数。

● 就職者数(高校卒)

「就職者」に「大学等進学者」、「専修学校(専門課程)進学者」、「専修学校(一般課程)等入学者」、「公共職業能力開発施設等入学者」のうち就職している者を加えている。

● 実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれ、有給休暇取得分も除かれる。

● 所定内労働時間

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間。

● 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間。

● 総実労働時間

所定内労働時間と所定外労働時間の合計。

● きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働給与を含む。

● 現金給与総額

所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額で、きまって支給する給与と期末手当等の特別に支払われた給与の合計額。

● 所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

超過労働給与額は、次の給与の額をいう。

ア 所定労働時間外労働に対して支給される給与

イ 深夜勤務手当 深夜の勤務に対して支給される給与

ウ 休日日出動手当 所定休日の勤務に対して支給される給与

エ 宿日直手当 本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与

オ 交替手当 臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

＜家計 - 59～65表＞

● 実収入

一般に言われる税込み収入で、世帯員全員の現金収入を合計したもの。

● 勤労者世帯

世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯。ただし、世帯主が社長、取締役、理事などの会社団体の役員である世帯は除く。

● 家計消費支出

いわゆる生活費のことで、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額。

● 食料費

穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料、酒類、外食が該当。

● 住居費

家賃地代、設備修繕・維持費(住宅の増改築費は含まない)が該当。

● 平均消費性向

可処分所得(実収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いたいわゆる手取り収入)に対する消費支出の割合。一般に消費に対する心理的傾向を示しているといわれる。

● 電力需要量

小売電気事業者・一般送配電事業者・登録特定送配電事業者が、供給(販売)した電力量。

● 貯蓄現在高

郵便局・銀行・その他の金融機関の預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計。

● 負債現在高

郵便局・銀行・生命保険会社・住宅金融公庫などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計。

● 消費者物価地域差指数

消費者世帯が購入する各種の商品価格とサービスの料金を総合した物価の地域間格差の水準を示すもの。

52市平均(都道府県庁所在市に川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市を含んだもの)を100とした指数で公表されている。

● 消費者物価指数

全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの。

すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもので、毎月作成している。指数計算に採用している各品目のウエイトは総務省統計局実施の家計調査の結果等に基づいている。品目の価格は総務省統計局実施の小売物価統計調査によって調査された小売価格を用いている。結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されている。

＜居住環境 - 66～80表＞

● 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

● 公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でな

い場合。

● 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

● 民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

● 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

なお、この場合は家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

● 間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。

● 住宅地平均価格

調査対象地域内の住宅地の基準地価格の合計を単純に平均したもの。

● 商業地平均価格

調査対象地域内の商業地の基準地価格の合計を単純に平均したもの。

● 新設住宅戸数

住宅の新築(旧敷地以外の敷地への移転を含む)、増築又は改築によって新たに造られた住宅の戸数。

● 上水道

計画給水人口が5,001人以上の水道。計画給水人口とは、当該水道事業の目標年次(水道法第7条に規定する事業計画の最終年度)における給水人口。

● 給水人口

年度末現在において当該水道により居住に必要な給水を受けている人口。

● 有収水量

料金徴収の基礎となった水量で、計量栓はメータにより計算した実使用水量を、また定額栓は使用人員、浴槽、水洗便所等の認定基準水量に人員および栓数を乗じて

得た水量を記入。なお、メータより下流の給水管の漏水量は、普通の場合は有収水量に含めている。

● 下水道

(1) 公共下水道

主として市街地における下水(汚水又は雨水)を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの。これには、汚水と雨水を同一の管路で排除する合流式と、汚水と雨水を別々の管路で排除し、汚水のみを終末処理場で処理する分流式とがある。

(2) 流域下水道

もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二つ以上の市町村の区域における下水を排除するもので、かつ、終末処理場を有するもの。

(3) 特定公共下水道

公共下水道の一種。工場等の排水が非常に多いため、下水道の建設費の一部を、工場等を設置する事業者に負担させて事業を行うもの。

(4) 特定環境保全公共下水道

市街化区域外にある農村部の生活環境の改善、湖沼等の自然環境の保全を目的とするもの。

● 下水道事業実施率

下水道事業について各市町村が実施している割合を示したもので、実施市町村数を総市町村数で割ったもの。

● ごみ総排出量

$$\text{ごみ総排出量} = \text{計画処理量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

直接搬入量とは、事業系のごみなど、各自治体を通さずごみ処理場に搬入されたものの量。

集団回収量とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって回収された量。

● リサイクル率(R)

$$R = \frac{\text{直接資源化量} + \frac{\text{中間処理後の再生利用量}}{\text{再生利用量}} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総処理量} + \text{集団回収量}}$$

● 1人1日当たりのごみ排出量

$$1人1日当たりの \text{ごみ総排出量} = \frac{\text{ごみ総排出量}}{\text{総人口}} \div \text{年間日数}$$

ただし、ここでの総人口は計画収集人口と自家処理人口の和のことをいい、ごみ総排出量(計画処理量+直接搬入量+集団回収量)は上記を参照。また、年間日数は

平年は365日で、閏年は366日として計算。

● 道路改良

道路構造令(昭45.10.29政令第320号)の規格に適合するもの。

ただし、昭和46年3月31日以前に改築された道路は、旧道路構造令(昭33.8.1政令第244号)の規格に適合するものを改良済とし、昭和34年3月31日以前に改築された道路は、道路構造令細則案(内務省土木局昭和10.6土木会議決定)の規格に適合するものを暫定的に改良済とした。

なお、都道府県道以上は車道幅員5.5m以上のものである。

● 理容・美容所

「理容師法」、「美容師法」により、訪れる人々の毛髪を洗髪、カットするサービス事業所。

● 公衆浴場

温湯、潮湯又は温泉の他を使用して公衆を入浴させる施設であって、入浴料金が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされるもの。したがって、個室付浴場、ヘルスセンター及びサウナ風呂等は含まれていない。

● 簡易宿所営業施設

宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を設けて行う営業する施設。(山小屋、ユースホステル、カプセルホテル等)

● 都市公園

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園や緑地あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や緑地。

街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地、都市緑地、都市林、緑道など。

● 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。

具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

● 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置される。

● 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に

応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置される。

● 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置される。

● FTTH

正式名称はFiber To The Home。通信事業者の基地局から各家庭まで光ファイバを敷設し、超高速のデータ伝送を可能にする。

● DSL

正式名称はDigital Subscriber Line。既存の電話回線にDSLモデムなどの専用装置の設置することで、高速データ伝送を可能とする技術。高速インターネット接続が可能になる。

● CATV

正式名称はCable Television。アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方方向通信が可能で、回線は電話・インターネットにも用いられる。

● FWA

正式名称はFixed Wireless Access。加入者側建物にアンテナを設置し、電気通信事業者の設置する基地局アンテナと無線通信で結ぶシステム。

● BWA

正式名称はBroadband Wireless Access。無線でのデータ通信の標準規格。室内での無線LANとは異なり、無線基地局からの電波によりデータ通信を行う。

● 携帯電話

携帯型の無線設備により一般電話回線網に接続し、事業所、家庭などとの間、又は携帯電話間での通信を可能とする無線電話システムのこと。

● PHS

正式名称はPersonal Handy-phone System。携帯電話と同様、無線電話システムのこと。携帯電話との最大の違いは、一つの基地局のカバーする範囲が携帯電話に比べて狭いことである。

● 加入電話

東・西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に定めるもので、単独電話(事業所集団電話以外のもの)と事業所集団電話(契約者回線が集団用交換設備に収容されるもの)がある。

● 携帯電話通信料

- (1) スマートフォン通信料
- (2) 携帯電話通信料
- (3) 携帯電話機のレンタル料

(4) 契約事務手数料

● 固定電話通話料

- (1) 電話・電報料
- (2) IP電話通話料
- (3) ISDN(高速通信)通話料
- (4) テレホンカード

＜社 会 保 障－81～85表＞

● 被保護実人員

生活保護とは、国が生活に困窮するすべての国民に対して、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度をいい、被保護実人員は、「現に保護を受けた人員」と「保護停止中の人員」とを合計したものの。

現に保護を受けた人員は、保護給付を供給されていても1として数えられている。

● 扶助

次の8種類があり、要保護者の必要に応じ、単給又は併給して受けることができる。

- (1) 生活扶助
衣食、その他日常生活に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (2) 教育扶助
義務教育を受けるに必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (3) 住宅扶助
居住に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (4) 医療扶助
治療を受けるに必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (5) 介護扶助
介護に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (6) 出産扶助
出産に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (7) 生業扶助
生業、あるいは就労に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (8) 葬祭扶助
葬祭のために必要な金銭(現物)の給付を行う。

● 保護施設

生活保護法に基づき、保護を必要とする生活困窮者の福祉対策として設置されているもの。

都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社に限って設置することができる。

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい欠陥があるために、独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的としている。

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的としている。

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的としている。

(4) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的としている。

(5) 宿泊提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的としている。

● 居宅サービス従事者数

訪問介護従事者数と訪問入浴介護従事者数を合わせたもの。従事者数の常勤者の兼務、非常勤者については次の計算式により換算数を計算。

$$\text{換算数} = \frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{事業所が決めている1週間の勤務時間}}$$

● 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所人員が30人以上であるものに限る。)で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

● 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

● 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

● 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

る施設。

● 障がい者支援施設

障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援など)を行う施設(独立行政法人国立重度知的障がい者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む)。

● 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。

● 児童福祉施設

児童福祉法第7条第1項の定義では助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターをいう。

＜健康・医療－86～94表＞

● 平均寿命

0歳の平均余命。

● 平均余命

x歳に達した者が、その後生存できると期待される年数をx歳の平均余命という。この平均余命は、推計対象時期における年齢別死亡率を基礎として、この死亡秩序と出生数がいつも一定と仮定した人口集団を想定し、この集団におけるx歳以上の人口数(x歳に達した者の生存年数の総和に等しい)をx歳の生存数で除して推計される。

● 悪性新生物

一般に悪性腫瘍、ガンとも呼ばれている病氣。

● 心疾患

心不全、急性心筋梗塞、その他の虚血性心疾患などが含まれる。

● 脳血管疾患

くも膜下出血、脳出血、脳梗塞が含まれる。

● 特定健康診査

メタボリックシンドロームに着目した健診。身体計測、BMI測定、血圧測定、肝機能検査(COT、GPT、γ-GTP)、血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、血糖検査、尿検査があり、この他に医師の判断に基づき選択的に貧血検査、心電図検査、眼底検査

なども実施される。

● 国民健康保険

国民健康保険は、健康保険に適用されない一般国民を対象とし、その疾病、負傷、出産、死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度。

保険者は、市町村(特別区を含む)と事業運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康保険組合であって、他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除くすべての人が強制加入被保険者となる。ここでは、市町村が保険者のものについて取り上げている。

なお、平成20年4月1日から老人保健制度は後期高齢者医療制度に変更され、この加入者は国民健康保険被保険者に該当しない。

● 療養諸費

療養諸費は、診療費(入院、入院外、歯科)の他に調剤、食事療養、訪問看護を含む。

● 後期高齢者医療費

後期高齢者医療制度被保険者の医療費。

後期高齢者医療制度とは、次のいずれかに該当する者を被保険者とし、都道府県を単位とする広域連合を保険者とする制度。

(1) 75歳以上の者。

(2) 65～74歳で一定の障害の状態にあることにつき当該広域連合の認定を受けた者。

● 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所で、患者20人以上の入院施設を有するもの。次のように分類される。

- ・ 一般病院 … 下記以外の病院
- ・ 精神科病院 … 精神病床のみを有する病院
- ・ 結核療養所 … 結核病床のみを有する病院

● 一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)で、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。

● 歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所で、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。

● 病床

次のように分類される。

- ・ 精神病床
- ・ 感染症病床
- ・ 結核病床
- ・ 療養病床
- ・ 一般病床

・介護療養病床

● 医師

医師法に基づく医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者。

● 歯科医師

歯科医師法に基づく歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者。

● 薬剤師

薬剤師法に基づく薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者。

● 看護師

保健師助産師看護師法に基づく看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、看護業務に現に従事している者。

● 准看護師

保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けた者で、看護業務に現に従事している者。

● 在院患者数

毎日24時現在、病院に在院中の患者の延数。

<安全-95~100表>

● 消防ポンプ自動車

消防本部・署所、消防団所有の消防自動車で次のものが該当。

- ・普通消防ポンプ自動車
- ・水槽付消防ポンプ自動車
- ・はしご付消防ポンプ自動車
- ・屈折はしご付消防自動車

● 動力ポンプ

消防本部・署所、消防団所有の動力ポンプで次のものが該当。

- ・ポンプ付積載車
- ・車両に積載していないもの
- ・手引動力ポンプ

● 消防吏員

消防職員は、消防本部及び消防署に勤務する職員で、「消防吏員」と「その他の職員」から成っている。

消防吏員は、主として消防活動に従事することに伴い、消防法上特別な権限(火災予防の措置命令、消防警戒区域の設定等)を有している。

その他の職員とは、消防本部及び消防署で勤務する者のうち消防吏員以外の者をいう。

● 道路交通法違反取締件数

道路交通法、道路運送車両法等の道路交通関係法令違反のうち、車両等の運転に関するものの反則事件告知件数と非反則事件送致件数等を合計したものであり、発生地別に計上されている。

● 刑法犯

「刑法」、「爆発物取締罰則」、「決闘罪二関スル件」、「暴力行為等処罰二関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分二関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から交通事故に係る業務上(重)過失致死傷罪、危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪を除いたものである。

● 認知件数

犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数。

● 検挙件数

刑法犯において警察で事件(解決事件を含む)を送致送付又は微罪処分をした数。

● 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものの。

● 自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象により生じた被害。

● リ災

自然災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなること。

● 自主防災組織

防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。

災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織で、いわば実働部隊としての役割を期待されている。

なお、自主防災組織とボランティアの差異は、自主防災組織がもつぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たち

の地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

・ - - - - -

<注意>

本書の掲載している用語の解説は、原則として採用指標についての解説であり、一般的に使われている意味とは異なる場合がある。